

姫路市自動車燃料費助成事業実施要綱

平成30年 4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、姫路市障害者（児）に対する一般乗合旅客自動車優待事業実施要綱（平成30年4月1日制定。以下「バス無料優待要綱」という。）、姫路市障害者旅客鉄道優待乗車助成事業実施要綱（平成30年4月1日制定。以下「旅客鉄道優待乗車助成要綱」という。）又は姫路市障害者船舶助成事業実施要綱（平成30年4月1日制定。以下「船舶助成要綱」という。）の制度を利用することが困難な重度の障害者（児）（以下「障害者」という。）が社会活動のために自己又はその介護者（障害者と生計を一にする者又は障害者のために継続して日常的にその移動手段である自動車を運転する者をいう。以下同じ。）が運転する自動車の運行に伴う燃料費の一部を助成することにより、障害者の社会参加と自立の促進を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(優待対象者)

第2条 事業の対象者（以下「優待対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業を行う施設（母子生活支援施設を除く。）若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設に入所中の者及び病院若しくは診療所に継続して3箇月を超えて入院中の者を除く。
- (2) 自己又はその介護者が所有し、かつ、運転する個人名義の自家用自動車を移動の手段として使用する者
- (3) 次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（身体に障害のある15歳未満の児童につき、当該児童以外のものが、身体障害者手帳の交付を受けた場合にあっては、当該児童）のうち、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者（同表備考第3項の規定により、1級又は2級に該当する者を含む。イにおいて「1級又は2級該当者」という。）で下肢又は体幹に障害を有する者

イ 1級又は2級該当者でアに該当する者以外の者

ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所の判定を受けて療育手帳の交付を受けた者のうち、重度知的障害者と判定された者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、その障害の等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に定める1級に該当する者

(助成の方法)

第3条 この要綱による助成は、第5条第1項の規定により助成を決定した者に、当該者が市内の給油所のうち本市と契約したもの（以下「協力給油所」という。）で給油した場合に、燃料費の一部の支

払いに使用できる姫路市自動車燃料費助成券（以下「助成券」という。）を交付することにより行うものとする。

（助成の申請）

第4条 この要綱による助成を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、自動車運転免許証及び利用する自動車の自動車検査証を添えて、姫路市障害者交通機関優待助成（変更）申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（助成券の交付）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査した上で助成の可否を決定し、助成の決定をした者（以下「受給資格者」という。）には助成券を交付し、助成をしない者には姫路市自動車燃料費助成券交付申請却下通知書（以下「却下通知書」という。）により、その旨を通知する。

2 受給資格者に交付する助成券の枚数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによる。

(1) 第2条第3号アに該当する者 受給資格者となった日の属する月から同日の属する会計年度の末月までの月数と同数の助成券を一括して交付するものとする。

(2) 第2条第3号イ、ウ又はエに該当する者 受給資格者となった月に応じて、次のとおりとする。

ア 4月 5枚

イ 5月及び6月 4枚

ウ 7月及び8月 3枚

エ 9月から11月まで 2枚

オ 12月及び翌年1月 1枚

3 助成券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、申請書を提出した翌年度以後も当該助成を受けようとするときは、毎年度、姫路市自動車燃料費助成更新申請書（以下「更新申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

4 市長は、前項に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査した上で助成の可否を決定し、受給資格者には1会計年度につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める枚数の助成券を一括交付し、助成をしない者には却下通知書により、その旨を通知する。

(1) 第2条第3号アに該当する者 12枚

(2) 第2条第3号イ、ウ又はエに該当する者 5枚

5 第2条第3号イ、ウ又はエに該当する受給者が、この要綱による当該年度の途中で同条第3号アに該当する身体障害者手帳の交付を受けた場合は、姫路市福祉タクシー利用券及び姫路市自動車燃料費助成券異動届（以下「異動届」という。）により届け出るものとし、当該異動届による届出のあった日の属する月に応じ、市長が別に指定する枚数の助成券を一括交付する。

第6条 バス無料優待要綱、旅客鉄道優待乗車助成要綱、船舶助成要綱、姫路市福祉タクシー料金助成事業実施要綱（平成30年4月1日制定。以下「福祉タクシー助成要綱」という。）又は姫路市高齢者バス等優待乗車助成事業実施要綱（平成14年9月2日制定。以下「高齢者優待乗車助成要綱」という。）の規定による助成を受けている者（以下これらの者を「他の交通助成の受給者」という。）が、利用する交通機関を変更するためその他の目的で第4条の規定により行った申請に対する助成は、申

請を受けた時期に応じて、申請を受けた年度の翌年度又は翌々年度から開始するものとする。

(助成券の交付の特例)

第6条の2 前条の規定にかかわらず、他の交通助成の受給者が、当該年度の途中で第2条に規定する優待対象者となり、バス無料優待要綱に基づく乗車証、旅客鉄道優待乗車助成要綱に基づく乗車カード(未使用のものに限る。)若しくはチャージ券、船舶助成要綱に基づく乗船券、福祉タクシー助成要綱に基づく利用券又は高齢者優待乗車助成要綱に基づく高齢者バス優待乗車証を市長に返還した場合は、第4条の規定により申請を受けた年度に、市長が別に指定する枚数の助成券を交付することができる。

2 市長は、前項の規定により助成券の枚数を算定する場合において、端数が生じたときは、端数に応じて姫路市自動車燃料費副助成券(以下「副助成券」という。)を交付するものとする。

(助成の辞退)

第7条 受給資格者及び受給者は、市長に申し出ることにより、この要綱による助成を辞退することができる。

2 市長は、受給資格者及び受給者が次の各号に該当する場合は、この要綱による当該年度以後の助成につき辞退の申出を当該各号に定める日に行ったものとみなす。

(1) 第9条第1項に規定する有効期間内に助成券を受け取っていない場合 当該有効期間の末日

(2) 市長から他の交通助成の受給者とする旨の決定を受けた場合 当該決定を受けた日

(3) 第5条第3項本文の規定による更新申請書を提出しない場合(同項ただし書の市長が特別の理由があると認める場合を除く。) 当該年度の末日

3 前2項の規定により助成の辞退を申し出た者であっても、第2条の優待対象者に該当するときは、再度、第4条に規定する申請をして、この要綱による助成を受けることができる。

(他の交通助成の制限)

第8条 受給者は、他の交通助成の受給者となることはできない。

(助成券等の有効期間)

第9条 助成券及び副助成券(以下「助成券等」という。)の有効期間は、市長が受給資格者に対し発送又は交付をした日から同日の属する会計年度の末日までとする。

2 受給者は、有効期間を経過した助成券等を使用してはならない。

3 受給者は、助成券等の有効期間が経過した場合は、当該助成券等を市長に返還しなければならない。

(助成券等の使用方法)

第10条 利用者は、助成券等を協力給油所に提出して助成券等に記載の油種及び油量の給油を受けることができる。

2 助成券は、1回の給油につき1枚使用できるものとし、副助成券は、助成券の使用と同時に使用できるものとする。

3 助成券等1枚につき給油できる量は、ガソリン又は軽油についてそれぞれ別に定める。

(使用する自動車の変更)

第11条 受給者は、使用する自動車に変更が生じた場合は、姫路市自動車燃料費助成利用自動車変更届に未使用の助成券等を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、変更後の登録車両番号を記載した助成券等を交付するものと

する。

(助成券等の再交付)

第12条 助成券等は、再交付しない。ただし、助成券等を紛失し、汚損し、又は破損したことにつき市長がやむを得ない事由によると認めるときは、再交付することができる。

2 前項ただし書の規定により再交付を受けようとする受給者は、姫路市自動車燃料費助成券再交付申請書に、汚損若しくは破損した助成券等又は市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(助成券等の譲渡及び貸与の禁止)

第13条 受給者は、助成券等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(助成券等の不正使用の禁止等)

第14条 受給者は、助成券等の使用に当たっては、次の各号に該当する行為をしてはならない。

(1) 次条第1項の規定により助成の決定が取り消された後に助成券等を使用すること。

(2) 助成券等を偽造し、又は券面の表示事項を改変した助成券等を使用すること。

(3) その他利用目的を外れ、不正な目的をもって使用すること。

2 市長は、偽りその他不正な手段によって助成券等の交付を受け、又は不正に助成券等を使用した者に対し助成券等を使用して給油した燃料費に相当する額の支払いを求めることができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、利用者又はその家族に対し、助成券等の使用状況について報告を求め、調査し、又は質問することができる。

(助成の決定の取消し)

第15条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成の決定を取り消すものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 受給者が本市の住民でなくなったとき。

(3) 第7条第1項の規定により助成の辞退の申出を行ったとき、又は同条第2項の規定により助成の辞退の申出を行ったものとみなされたとき。

(4) 偽りその他不正な手段により助成券等の交付を受けたとき。

(5) 助成券等を不正に使用したとき。

(6) その他市長が助成を行うことが不相当と認めたとき。

2 前項の規定により助成の決定を取り消した場合は、当該受給者に交付した助成券等は失効するものとし、受給者又はその相続人等は、市長に姫路市障害者交通機関優待助成返還届を提出し、及び未使用の助成券等を返還しなければならない。

(施行の細目)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 姫路市自動車燃料費助成事業実施要綱(平成9年6月1日制定)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の姫路市自動車燃料費助成事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた申請、決定その他の行為とみなす。
- 4 この要綱の施行の日前に旧要綱第5条の規定により交付された姫路市自動車燃料費助成券又は旧要綱第6条の規定により交付された姫路市自動車燃料費副助成券は、第5条の規定により交付された助成券又は第6条の規定により交付された副助成券とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱中第1条の規定は令和2年10月1日から、第2条規定は令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の姫路市自動車燃料費助成事業実施要綱第2条及び第4条から第7条までの規定は、令和2年10月1日以後に行われる申請に係る助成について適用し、同日前に行われた申請に係る助成については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の姫路市自動車燃料費助成事業実施要綱第6条の2第2号の規定は、令和3年4月1日以後に行われる申請に係る助成について適用し、同日前に行われた申請に係る助成については、なお従前の例による。